

令和7年度

ここが変わる!

ことしの 税制改正

- 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
(基礎控除及び給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設など)
- 中小企業経営強化税制の見直し等
- 電子帳簿等保存制度の見直し

その他
主要改正
事項を
収録

はじめに

令和7年度の税制改正は、令和6年（2024年）12月20日に与党の税制改正大綱が取りまとめられ、同月27日に同一内容で閣議決定されました。今年度の税制改正の最重点事項は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行への対応と発展です。基本的な考えとしては、物価に負けない賃上げを定着させることや、「賃金と物価の好循環」、生産性の向上などがうたわれています。

所得税では、税負担の調整の観点から基礎控除等の見直しが行われ、就業調整対策の観点から大学生年代の子等に係る新たな扶養控除が創設されます。

そして、中小企業税制については、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる税制上の措置が講じられます。

また、防衛力強化のための税制措置の開始時期は、法人税とたばこ税が令和8年4月1日からとする一方で所得税については決定が見送られました。

本年度の税制改正大綱には、いわゆる「103万円の壁」は178万円を目指して来年から引き上げることについて自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で合意された旨が明記されています。この大綱の内容は少数与党であることから国会議論の中で修正される可能性がある点に留意が必要です。

本冊子は、令和7年度税制改正案の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸いです。

CONTENTS もくじ

I 法人にかかる税制は

ここが変わる!

1	中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し	4
2	中小企業投資促進税制の延長	5
3	中小企業経営強化税制の拡充	6
4	リース取引に関する整備	10
5	防衛特別法人税(仮称)の創設	11

II 個人にかかる税制は

ここが変わる!

1	物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	13
2	子育て支援に関する政策税制	17
3	確定拠出年金制度等の見直しへの対応	20
4	退職所得控除の調整規定の見直し等	21
5	その他の改正	23
6	法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの	24

III

相続税・贈与税にかかる税制は

ここが変わる!

- | | | |
|---|--|----|
| ① | 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長 | 25 |
| ② | 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の要件の見直し | 26 |
| ③ | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度の要件の見直し | 26 |
| ④ | その他の改正 | 27 |

IV

消費課税にかかる税制は

ここが変わる!

- | | | |
|---|---------------|----|
| ① | 輸出物品販売場制度の見直し | 28 |
| ② | その他の改正 | 29 |

V

納税環境は

ここが変わる!

- | | | |
|---|----------------------|----|
| ① | 電子帳簿等保存制度の見直し | 30 |
| ② | 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付 | 32 |

(注) 本冊子の内容は、主として令和6年12月20日付の与党の「令和7年度税制改正大綱」及び令和6年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」に基づいています。税制改正の内容は確定したものではありませんので、今後の国会審議の動向に十分ご注意ください。

I

法人にかかる税制は

ここが変わる!

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

中小企業者の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、平成20年のリーマン・ショックの際の経済対策として平成21年4月から講じられた時限措置です。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限が2年延長され令和9年3月31日までに開始する事業年度までとされますが、極めて所得が高い中小企業者等については次の見直しが行われます。

- | | |
|---|---|
| ① | 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17% (改正前: 15%) に引き上げられます。 |
| ② | 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。 |

(※) この引上げの対象となる法人の場合、法人税については最大16万円 (800万円× [17% - 15%]) の負担増となります。

改正前

	区分	本則税率	租税特別措置法による税率
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%



改正案

	区分	本則税率	租税特別措置法による税率	
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—	
	年800万円以下の所得金額	所得の金額が年10億円を超える事業年度	19%	17% (*)
		所得の金額が年10億円以下の事業年度	19%	15% (*)

(*) 通算法人を除く

2 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、対象者から除外されるみなし大企業の範囲が見直されるとともに、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度までとされます。

【参考：現行制度の概要〈中小企業投資促進税制〉】

対象者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等、商店街振興組合）
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）及びサービス業（他に分類されないもの） <small>（注）娯楽業（映画業を除きます。）は対象になりません。 また、性風俗関連特殊営業に該当する事業も対象となりません。</small>
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具 【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア 【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	基準取得価額の7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります）又は30%の特別償却
適用期限	令和7年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度 ↓ 【改正案】延長 令和9年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度

I

法人にかかる税制は
ここが変わる！

III

個人にかかる税制は

ここが変わる!

1

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除の引上げ

①	基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ58万円になります。					
②	上記①の見直しの結果、基礎控除の額はイの部分が次のとおりになります。					
		合計所得金額	控除額		合計所得金額	控除額
	イ	2,400万円以下	48万円	〔改正案〕 →	2,350万円以下	58万円
					2,350万円超 2,400万円以下	48万円
	ロ	2,400万円超 2,450万円以下	32万円		2,400万円超 2,450万円以下	32万円
ハ	2,450万円超 2,500万円以下	16万円		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
ニ	2,500万円超	0円		2,500万円超	0円	
③	上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。					

適用 関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。なお、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、その公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受けずる年金等を除きます。）の支払者から還付等をするための措置が講じられます。

II

個人にかかる税制はここが変わる!

(2) 給与所得控除の引上げ

①	給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。 (注) 個人住民税についても同様です。
②	上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられます。

〈給与所得控除の表〉

改正前	給与等の収入金額	給与所得控除額
	1,625,000円まで	550,000円
	1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
	1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
	3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
	6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
	8,500,001円以上	1,950,000円(上限)



改正案	給与等の収入金額	給与所得控除額
	1,900,000円まで	650,000円
	1,900,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
	3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
	6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
		8,500,001円以上

適用
関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。なお、上記②の給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

(3) 特定親族特別控除(仮称)の創設

- ① 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額が控除されます。

(2)の給与所得控除の引上げと(3)の特定親族特別控除の創設の結果、例えば、大学生年代の子のアルバイト等の給与収入が150万円までであれば、その子

III

相続税・贈与税にかかる税制は

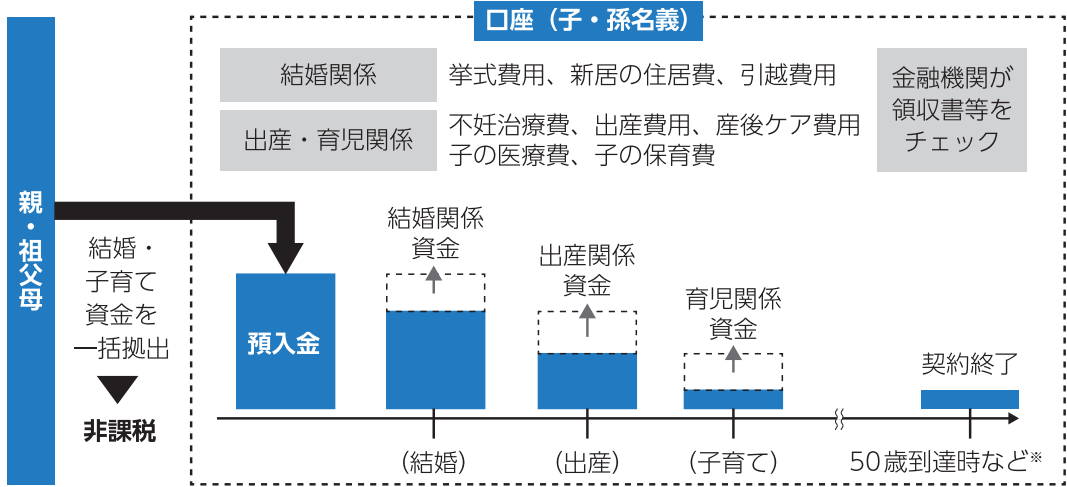
ここが変わる!

1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期間が2年延長され、令和9年3月31日までとされます。

【参考：制度の概要】

概要	親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、1,000万円まで非課税とする。
適用期間	平成27年4月1日～令和7年3月31日 → 〔改正案〕 令和9年3月31日
受贈者	子・孫（18～49歳、合計所得金額1,000万円以下）
贈与者死亡時	死亡時の残高を相続財産に加算
契約終了時	残高に対して、贈与税を課税



※（1）受贈者が50歳に達した日、（2）信託財産がなくなった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、（3）受贈者が死亡した日、のいずれか早い日（財務省資料を基に作成）
 （参考）令和5年度税制改正で、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置は2年間（令和7年3月31日まで）、教育資金の一括贈与の非課税措置は3年間（令和8年3月31日まで）延長されました。

III
 相続税・贈与税にかかる税制は
 ここが変わる!